

# 宮城県公報

発 行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・  
監査委員・宮城海区漁業調整委員会  
職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

一

## 訓令甲・企業局・議会・人事委員会・ 監査委員・宮城海区漁業調整委員会

- 宮城県訓令甲第十一号  
○宮城県企業局管理規程第三号  
○宮城県議会訓令甲第四号  
○宮城県人事委員会訓令第一号  
○宮城県監査委員訓令第二号  
○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十四年三月三十日

宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者	伊 藤 直 司
宮 城 県 議 会 議 長	中 村 功 司
宮城県人事委員会委員長	高 橋 俊 一
宮城県代表監査委員	遊 佐 勘 左 衛 門
宮城海区漁業調整委員会会長	島 山 喜 勝

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第六号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表職員診療所の医師の項中「、新宮城丸」を削る。

第五十五条中「、県外事務所及び新宮城丸」を「及び県外事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。